

令和8年度 宇都宮市返還免除型育英修学生 募集要項 (大学・短期大学・専修学校・大学院)

1 対 象

①令和8年4月に下記の学校に入学をする者

学校教育法の規定に基づく、

大学、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）、大学院

※ 合格前（受験前）に申請可能です。

②令和8年4月に大学2、3年生として在籍している者

2 申請要件

① 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である者

② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を2名選任できる者

※ 父・母両方が連帯保証人になることはできません。

※ 連帯保証人は住民票上別世帯の方を1名ずつ選任してください。

※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

③ 過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付けを受けたことがない者

④ 最終学校卒業後、宇都宮市に居住を希望する者

※ 免除の条件については「9 免除」参照

⑤ 〔大学院生の場合のみ適用〕令和8年3月に初めて大学等を卒業する者 または
初めて大学等を卒業した年度の末日から申請を行う日までの期間が2年以内である者

3 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和8年2月27日（金）まで
（なお、郵送による申請の場合は令和8年2月27日**必着**）

4 募集人数

大学、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）：60名程度
大学院：若干名

5 貸付額

月額 20,000円

6 提出書類

(1) 育英修学資金貸付申請書①及び②（別記様式第1-1号、1-2号）

(2) 育英修学資金貸付申請者推薦調書（別記様式第2号）

※ 推薦調書は直近の出身学校又は在学学校に記載を依頼してください。

※ (1)(2)各様式は市ホームページからダウンロードできます。

宇都宮市返還免除

検索



7 提出先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） Tel 028（632）2705

※ 申請書類の受付は、地区市民センター、出張所等では行っておりませんので、御注意ください。

8 選 考

【1次選考】

1 次 選 考

【2次選考】

【貸付決定】

- (1) 選考方法
- 書類審査（人物所見・活動実績、学業成績を審査の上決定します。）
- (2) 選考結果
- 令和8年3月初旬に文書で通知するとともに、市ホームページにて受験番号を掲載いたします。

- (1) 選考方法
- 小論文、面接試験
- (2) 選考日
- 令和8年3月中旬
 - ※ 詳細は1次選考合格者に別途通知いたします。
- (3) 選考結果
- 令和8年4月上旬に可否について文書で通知するとともに、市ホームページにて受験番号を掲載いたします。
 - ※ 貸付を決定した方は、育英修学資金借用証書兼誓約書、在学証明書、連帯保証人2名の市税完納証明書、印鑑登録証明書等の書類の提出が必要です。

- 9 免 除 最終学校を卒業した翌月から1年以内に宇都宮市に居住し、かつ、5年間居住を継続した時に返還が免除されます。

【返還免除の条件】 卒業後1年以内に宇都宮市に居住、かつ、5年間継続して居住

卒業(3月)

卒業後1年

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
①	→	→	→	→	→	→
②	→	→	→	→	→	→
③	→	→	→	→	→	→
④	→	→	→	→	→	→
⑤	→	→	→	→	→	→

市外転出期間

- ①卒業後1年以内に居住し、5年間継続して居住 ⇒ ○
- ②卒業前から居住し、卒業後も5年間継続して居住 ⇒ ○
- ※ 継続居住の年数は卒業後の4/1からカウント
- ③卒業後1年以内に居住したが、5年経過前に、市外転出 ⇒ ×
- ④5年間継続して居住しているが、卒業後1年以内に居住していない ⇒ ×
- ⑤卒業後1年以内に居住し、5年居住しているが、途中転出していて、継続した居住でない ⇒ ×

※卒業後、本市へ居住開始したときには「居住開始報告書」の提出が必要です。

※本市への継続居住を確認するために、毎年「継続居住確認票」の提出が必要です。

※5年間継続して居住したときには、「継続居住満了報告書兼返還免除申請書」の提出が必要です。

- 10 返 還 上記免除の条件を満たすことができないことが確定した時から、育英修学資金の貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に、月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。

※ 4年制大学の場合16年間、2年制の短大等の場合8年間の期間内に返還

- 11 利 子 無利子

- ※ そ の 他 市ホームページ「よくある質問」もご参照ください。

